

【標題】令和6年1月から3月喫食分の学校給食費について

保護者の皆様へ

日頃から本市の学校給食にご理解とご協力をいただき、誠にありがとうございます。

この度、国からの補助金である重点支援地方交付金を活用し、物価高騰の影響による保護者負担の軽減を図るため、令和6年1月から3月の間に提供する給食分の学校給食費を徴収しないこととなります。

つきましては、1月から3月分の給食の取扱いは下記のとおりとなります。また、牛乳代の変更や返金等については、1月中旬ごろに学校を通じて配付するお知らせをご確認ください。

なお、学校給食費無償化に関する内容については、【学校給食費無償化に関するHP】をあわせてご確認ください。

【学校給食費無償化に関するHP】

<https://www.city.funabashi.lg.jp/kodomo/gakkou/002/p122363.html>

記

①1月分の給食について

お支払いや申込の有無（食物アレルギーを理由にA献立の申し込みをしていない方を除く※）に関わらず、全員分の給食をご用意します。申し込みをしていない方につきましては、A献立での提供となりますのでご承知おきください。

※アレルギー対応の観点から原因食品が入っている献立の提供はできませんので、お手数ではございますが、お弁当をご持参ください。

②2月分の給食について

お支払いの有無に関わらず、すでに申し込みをされている分の給食をご用意いたします。また、申し込みをしていない日がある方につきましては、追加申込の希望調査を行います。詳細については、1月9日（火）に学校を通じてお渡しをするお知らせをご確認ください。

なお、12月25日（月）の引き落としは止められないため、引き落としができた場合は返金いたします。

③3月分の給食について

すでに申し込みをされている分の給食をご用意いたします。また、申し込みをしていない日がある方につきましては、追加申込の希望調査を行います。詳細については、2月1日（木）に学校を通じてお渡しをするお知らせをご確認ください。

なお、1月末頃に請求を予定していた、3月分給食費の徴収は行いません。

※いずれの月におかれましても、既に申し込みをされている献立の変更(「A」⇒「B」、
「B」⇒「A」)はできませんので、ご了承ください。

船橋市教育委員会保健体育課長

問い合わせ

教育委員会保健体育課給食費係

☎047(436)2418 FAX2877